

公募に関する公告

下記のとおり、公募に付します。

記

1. 公募に付する事項

合同宿舍琴似住宅の一部を「駐車場等」として使用する者の募集

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立をしていないこと、かつ、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。
- (5) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 下記3の応募申込を行い、その審査に合格した者であること。

3. 応募申込

公募に参加を希望する者は、公募要項及び必要書類を下記(2)受付場所から入手し、必要事項を記入の上、受付期間内に応募申込を行うこと。

- (1) 申込方法
持参若しくは郵便(配達証明郵便等の記録が残るものに限る)による。
- (2) 受付場所
札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階
北海道財務局管財部第1統括国有財産管理官 事務室
- (3) 受付期間
令和8年2月19日(木曜日)～令和8年3月10日(火曜日)(土曜日・日曜日・祝日を除く)
9時～12時、13時～16時30分
(受付は、持参の場合は16時30分まで、郵送の場合は受付期間最終日の到達分まで。)

4. 申込書の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者が提出した申込書は無効とする。

以上、公告する。

令和8年2月19日

財務省北海道財務局長 秋田 能行

公募要項

合同宿舎琴似住宅の一部を「駐車場等」として使用する者の募集に関する要項

財務省北海道財務局が所管する合同宿舎琴似住宅の一部を、国有財産の有効活用を推進する観点から、使用許可することとしました。

つきましては、この公募要項のとおり使用者を選定しますので、参加を希望される方は本書をよく読み、内容をご承知のうえ、参加してください。

1. 公募に付する事項（提案を受ける事項）

(1) 公募する物件（使用許可の対象宿舎）

合同宿舎琴似住宅

所在地（住居表示） 札幌市西区八軒1条西4丁目95番35のうち

使用面積 900.00㎡（詳細は、「配置図」でご確認ください。）

(2) 公募の条件

① 土地利用の条件

・使用方法は、「駐車場等」に限ります。

② 使用許可できる物件(宿舎)及び使用場所

・使用する者が応募する物件(宿舎)及びその宿舎内の使用場所は、原則、北海道財務局が指定する場所とします。

③ 使用許可の期間

・使用許可期間は、令和8年4月1日（水曜日）から令和9年3月31日（水曜日）までとします。

④ 使用料

(金額)

・上記③使用許可の期間に相当する使用面積の国が設定する最低使用料以上の額（非公表）で、応募者が提案する価格（提案価格）に消費税相当額を加えたもの。

したがって、提案価格は、上記③使用許可の期間に相当する使用面積の税抜き額を記載願います。

(算定期間)

・使用許可を取り消すことになった場合等については、使用期間（始期から最後の日(原状回復した日)までの期間）を年間使用料（使用料を年間に割り戻した金額）で日割計算したものを使用料とします。

(支払時期)

・使用料は、許可書交付後から令和8年3月30日（月）（8:30から15:00まで）までに北海道財務局審理課徴収担当まで現金を持参のうえ全額納入すること。

⑤ その他、使用条件など

・「国有財産使用許可書（案）」による。

2. 事業者の応募資格要件

次の各号に定める内容を全て満たす者が応募できるものとする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をしていないこと、かつ、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 下記3の応募申込を行い、その審査に合格した者であること。

3. 応募申込手続

申込書類を下記（2）の受付場所より入手し、必要事項を記入のうえ、下記受付期間内に持参若しくは郵便（配達証明郵便等の記録が残るものに限る）により、応募申込を行うこと。

※電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

(1) 受付期間

令和 8 年 2 月 19 日（木曜日）～令和 8 年 3 月 10 日（火曜日）（土曜日・日曜日・祝日を除く）
9 時～12 時、13 時～16 時 30 分

（受付は、持参の場合は 16 時 30 分まで、郵送の場合は受付期間最終日の到達分まで。）

(2) 受付場所

札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 10 階

(3) 必要書類（各1部）

「法人、個人共通」

- ① 応募申込書（様式第1号）
- ② 提案価格書（様式第2号）…※他の書類とは別に封書に封印のうえ、提出してください。
- ③ 誓約書（様式第3-1号・第3-2号）

「法人の場合」

- ④-1 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（書類提出日以前3ヶ月以内に発行のもの）
- ④-2 納税証明書（その3の3「法人税、消費税及び地方消費税」について未納の税額のない証明書（書類提出日以前3ヶ月以内に発行のもの）

「個人の場合」

- ⑤-1 住民票（書類提出日以前3ヶ月以内に発行のもの）
- ⑤-2 納税証明書（その3の2「申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税」について未納の税額のない証明書（書類提出日以前3ヶ月以内に発行のもの）

(4) 質問の受付等

質問については、（様式第4号）「合同宿舍琴似住宅の一部を「駐車場等」として使用する者の募集に関する質問書」に質問事項を記入のうえ、メールにより送付してください。

なお、メール以外での質問は受け付けませんのでご注意ください。また、質問に対する回答は、質問者だけでなく、希望者すべてにメールにて回答しますので、回答書の送付を希望する場合はその旨を以下「質問書送付先」へメールにて送信してください。

質問書送付先：HKZSYUKUSYAKANRI@hk.lfb-mof.go.jp

質問書締切日：令和8年3月5日（木曜日）17時まで

質問に対する回答予定日：令和8年3月9日（月曜日）16時頃

4. 応募者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、使用者を決定します。
- (2) 国の設定する最低使用料以上の額で、提案価格が最高となる価格で応募申し込みを行った者を、当該公募物件にかかる使用者とします。
- (3) くじによる応募者の決定

最高となるべき提案価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定しますが、応募者が立会いを希望しない場合は、本件公募に関係のない当局職員が立会いしますので、応募申込書の「くじによる使用者の決定」の「 立会いを希望しません。」へチェック（）を記入してください。

なお、立会いを希望する場合は、応募申込書の「くじによる使用者の決定」の「 立会いを希望します。」へチェック（）してください。

また、立会の希望の有無にかかわらず連絡先（担当者名、電話番号、メールアドレス）を記載願

ます。

提案価格の審査日（令和 8 年 3 月 11 日（水曜日））にくじを行うこととなった場合は、当局からくじの対象となる応募者（連絡先）へ電話で連絡するので、当該応募者は、審査日において、当局からの電話を遅滞なく受けられるように準備し、連絡を受けてから 1 時間以内に上記 3 の（2）受付場所までお越しください。

(4) 再度の応募及び使用者の決定

応募書類の審査の結果、当該公募物件にかかる使用者となるべき応募者がいない（提案価格が国の設定する最低使用料未満であった）ときは、再度の応募（提案価格）を受付け、使用者の決定を行います。（応募期間等は個別に連絡します。）

なお、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

(5) 使用者の公表

使用者を決定したときは、応募者に通知するとともに、財務省北海道財務局のホームページに使用者の法人・個人の別（法人の場合法人名含む）を掲載します。

(6) その他

使用者の決定は、令和 8 年 3 月 12 日（木曜日）の予定です。

5. 使用許可申請の手続

使用者に決定した者は、令和 8 年 3 月 17 日（火曜日）までに、「国有財産使用許可申請書」を上記 3 の（2）の受付場所に提出してください。

6. 使用者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、使用者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 決定者が応募者の資格を失った場合。

7. その他

- (1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、使用者として決定した者の負担とします。
- (2) 北海道財務局が使用許可を行う際に付する条件について、遵守してください。（使用許可に関する一般事項は、「国有財産使用許可書（案）」に記載。）
- (3) 使用許可の無効
 - ・使用許可申請する資格のない者及び虚偽の申請を行った者の申請は無効とします。
- (4) 使用許可の取消
 - ・使用者が不正の手段により許可を受けたことが判明したときは許可を取消します。また、使用許可条件のほか、当該募集要項の各規定に違反したときは許可を取消す場合があります。
- (5) 返還方法
 - ・使用許可を終了した場合又は取消された場合・無効とされた場合は、速やかに、①②に該当するものを除き原状回復すること。原状回復に要する費用は全て使用者の負担とします。

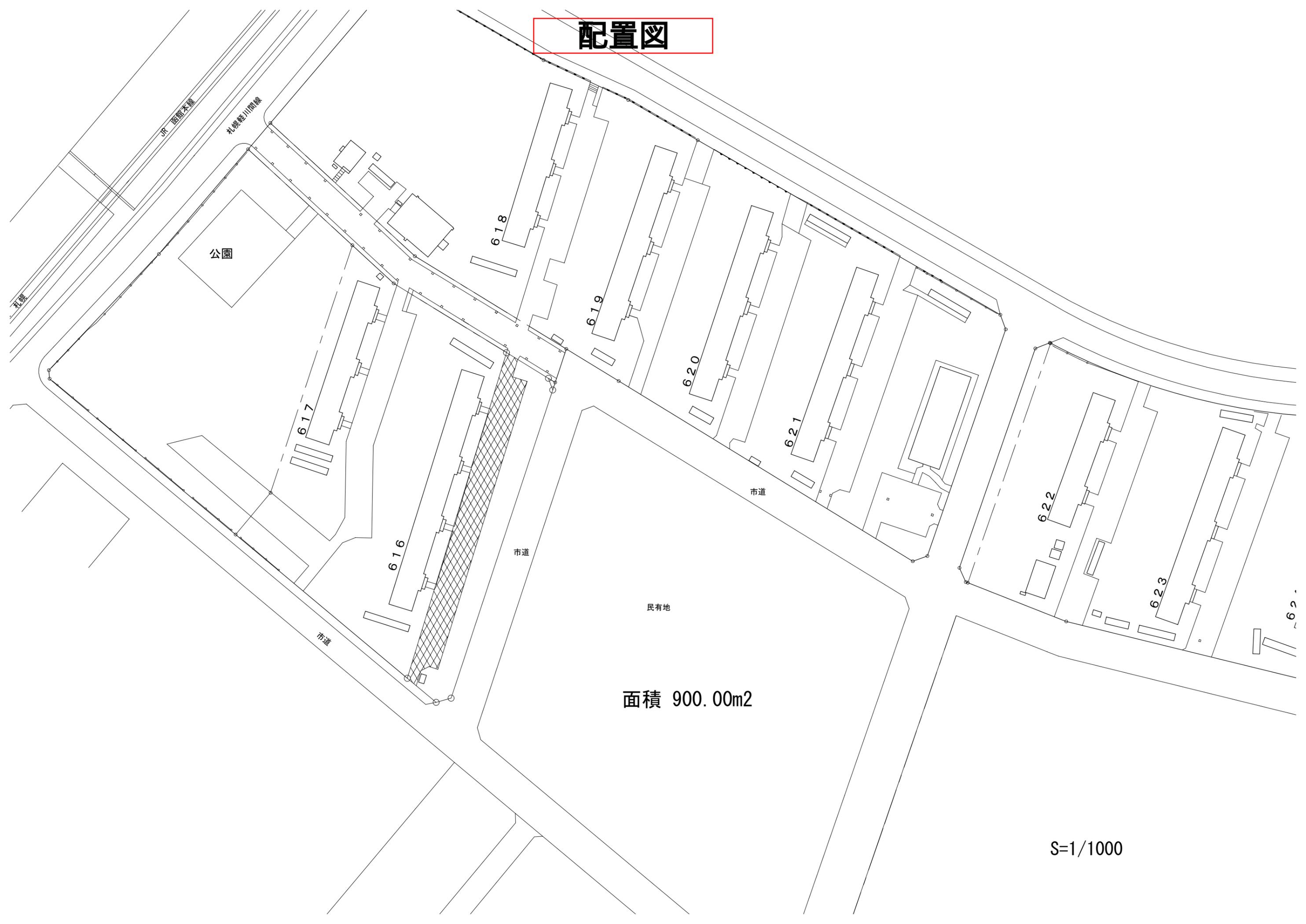
(原状回復が遅れたことで北海道財務局に損害が生じた場合は、使用者はこれを賠償しなければなりません。)

- ① 通常の使用及び収益によって生じた損耗並びに経年変化
- ② 使用者の責めに帰することができない事由による損耗

募集に関する問い合わせ先

財務省北海道財務局 管財部 第1統括国有財産管理官
札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階
電話 011-709-2311 内線 4452、4456

配置図



公園

617

616

618

619

620

621

622

623

624

市道

市道

市道

民有地

面積 900.00m²

S=1/1000